大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

古代関東と中央有力氏族：「ヲワケ巨」系譜との関係で

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007624

古代関東と中央有力氏族

――「ヲワケ臣」系譜との関係で――

黒田達也＊

Ancient Kanto and Central Influential Clans

―― Concerning with the Genealogy of 'Owake' ――

KURODA Tatsuya ＊

要　旨

埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘の乎獲居臣系譜を考えるための一つの素材として，関東と中央有力氏族との関係を明らかにするのが課題である。「上祖意冨比垝」を『記』『紀』の孝元皇子オホヒコと見做すことを前提とし，①オホヒコ系と伝えられる氏族，②関東地域の国造・品部と中央や地方の豪族との関係，③関東と関係する中央・地方豪族相互の関係，の検討を通じて，関東と和珥氏系・多氏系の中央有力氏族，とりわけ和珥氏系との関係を重視する必要性を説いている。

はじめに

埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘に見える乎獲居（ヲワケ）臣については，中央系の豪族とする考えと北武蔵地域の豪族とする説との二つに大きく分かれていることは周知のところである。

鉄剣銘の「上祖意冨比垝」が『古事記』『日本書紀』（以下『記』『紀』）や『新撰姓氏録』（以下『録』）等に孝元皇子とあるオホヒコ当たるということはほぼ理解の一致を見ているようであり，本稿もこの理解を前提とする。ヲワケ臣の出自を明らかにするには，系譜においても，オホヒコからヲワケに至る八代全体の検討が必要であり，簡単に結論に至り得ないことは言うまでもないが，この系譜を考える際に取り敢えず注目すべきこととして，再度次の三点を指摘しておきたい（黒田②第九章補説）。

【1】銘文に「上祖」と記される意冨比垝（オホヒコ）とその関係氏族。

【2】第二世代多加利足尼（タカリスクネ）と第三世代弓巳加利獲居（テヨカリワケ）とがともに「カリ」をその名に有していること。

【3】人名に付される敬称がヒコ→スクネ→ワケと変遷しているが，これは息長君関係の復元系譜（黒田⑤）と共通するものであること。

本稿では，これらのうち主に【1】に関係して，関東と中央有力氏族との関係について検討することにしたい。

I　オホヒコと関係氏族

オホヒコ後裔氏族とされるものは，『記』では子タケヌナカハワケとヒコイナコシワケをそれぞれ祖とする阿倍臣・膳臣二氏，『紀』では孝元条に阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭狭城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣七氏，履中条に稚桜部臣（但し膳臣余磯を改姓とある），計八氏であるが，『録』では計三十六氏にのぼる。しかし，『録』には分氏した氏族も独立して記されているほか，オホヒコが愛育した者の後裔（難波忌寸）やその同族（難波・吉志・三宅人）もオホヒコ後裔氏族としているので，実際は部も含めて二十六氏程度になる。また，『先代旧事本紀』（以下『旧事紀』）国造本紀にも，『紀』や『録』と重複するものも含め，六国造が阿倍臣系・膳臣系とされている。

これら諸氏の本貫と目される地域が推定できるものをまとめると次のようになる。

阿倍臣：大和国城上（十市）郡高屋安倍神社周辺，伊賀国阿拝郡
膳臣：大和国添上郡高橋神社（樣本）周辺
巨曾倍臣：摂津国島上郡古曾部
阿閉臣：伊賀国阿拝郡
竹田臣：大和国十市郡竹田神社周辺
伊賀臣：伊賀国伊賀郡
名張臣：伊賀国名張郡名張郷

2007年4月11日　受理

＊　総合工学システム学科　一般科目文系
(Dept.of Industrial Systems Engineering : Liberal Arts)

會加臣：河内国志紀郡長野郷（餌香市・餌香長野邑＝雄略紀十三年三月条）
狭々城山君：近江国蒲生郡篠筍郷
那須国造：下野国那須郡
道君（越国造）：越前（加賀）国石川郡味知郷
筑紫国造：筑後国八女郡
若狭国造：若狭国遠敷郡（若狭彦神社）
高志深江国造：北陸（越前国今立郡深江？）
加宜国造：加賀国
大戸首：河内国河内郡大戸郷
伊我水取：伊賀国

以上の他，布勢臣は安閑紀二年五月条の紀国経湍屯倉，坂合部連・首は大和国宇智郡坂合部村，日下連は神武紀即位前戊午三月丙子条の河内国草香邑との関係がそれぞれ想定できるかもしれない。また，他田広瀬朝臣は，「他田」は敏達に関わる他田部との関係も考えられるが，「広瀬」は地名であり，大和国広瀬郡や山辺郡堺広瀬牧（康保元年九月二十三日付伊賀国名張郡司解案），康保元年九月二十五日付大和国山辺郡都介郷刀禰等解案に「〔伊勢国名張郡〕梁瀬一処号広瀬者」と見える広瀬のいずれかに当たるとみられる。加宜国造は加賀国が本貫であり，音太部は，大和国の他，天平宝字四年三月二十一日付道守徳太理啓に「勝部烏収納稲四百束，右件稲与商布直并合而，音太部鳥万呂与生江息嶋春料頗分付云々」とあるので，生江息嶋と同じ越前国足羽郡にも分布が窺われる。

次に『記』がオホヒコの子タケヌナカハワケを阿倍臣の祖，ヒコイナコシワケを膳臣の祖と二流に区別していることに基づき，オホヒコ系氏族とされるものを，それらの祖先伝承等に基づいて，分類してみよう。

膳臣は『録』では〔ヒコセタツ〕オホイナコシを祖としていることから，宍人臣・阿閉臣・稚桜部臣・伊賀臣・阿閉間人臣・他田広瀬朝臣・道君・膳大伴部・音太部を膳臣系とすることができる。他田も，「膳臣同祖」とあり，他田広瀬朝臣と何等かの関係があるとみられるので，同様と考えられる。「国造本紀」では若狭国造が膳臣系，高志国造（道君）が阿閉臣系，高志国造と高志深江国造，高志深江国造と加宜国造がそれぞれ同祖であるので，若狭・高志・高志深江・加宜各国造が膳臣系ということになる。また，加宜国造は能登国造と同祖とあるので，能登国造も膳臣系とすることもできるが，垂仁帝皇子オホイリキの孫ヒコサシマを祖とするとあるので，ここでは計上しない。なお，カガ国造には三尾君系の加我国造もあり，高志・高志深江・能登三国造は本来三尾君系であったとみられることは別稿で述べる予定である。

これに対して『録』で阿倍臣系を明確にしているのは，タケヌナカハワケの後を称する竹田臣だけであるが，布勢臣は，阿倍朝臣の氏上となり，阿倍普勢臣御主人（『続日本紀』（以下『続紀』）大宝元年七月壬辰条）という表記もあり，巨曾倍朝臣も，阿倍渠曾倍臣（孝徳紀大化元年九月丁丑条）が見えるので，阿倍臣系である。阿倍志斐連は，元来は阿倍臣の部曲を管轄する伴造であったのかもしれないが，阿倍を冠しているので，阿倍臣系とみられる。また『続紀』神護景雲三年三月辛巳条の「陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老・賀美郡人丈部國益・標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人賜姓阿倍陸奥臣。安積郡人外従七位下丈部直継足阿倍安積臣。信夫郡人外正六位上丈部大庭阿倍信夫臣。柴田郡人外正六位上丈部嶋足安倍柴田臣。会津郡人外正八位下丈部庭虫等二人阿倍会津臣」を始め，他にも陸奥の丈部への冠阿倍姓賜与記事が伝えられていることから，『録』のオホヒコ系の杖部造は膳臣系ではなく阿倍臣系と考え得る。その他，「国造本紀」に那須国造条に「纒向日代朝御代，建沼河命孫大臣命定賜国造」とあるタケヌナカハは，『続日本後紀』（以下『続後紀』）承和十五年五月辛未条に陸奥国白河郡大領外正七位上奈須直赤竜等に阿倍陸奥臣が賜姓されたとあることからも，タケヌナカハワケと同一人と見做し得るのであり，那須国造も挙げることができる。

膳臣系は十四氏，阿倍臣系は七氏であり，他は，オホヒコの男ヒコユヒを祖とし阿倍臣系でも膳臣系でもないとせざるを得ない日下連・大戸首以外の狭々城山君・筑紫国造・名張臣・會加臣・坂合部首・坂合部・伊賀水取は両系のいずれかは不明ということになる。

オホヒコ系地方氏族の本貫は畿内周辺の伊賀・近江・越と東西に遠く離れた下野・筑紫（筑後）とに関わるが，畿内周辺は全て膳臣系であり，阿倍臣同族は那須国造が知られるに過ぎない。近江～越地方の国造は，「国造本紀」によれば，膳臣系の四国造以外は，淡海国造は和珥臣系，三国国造・江沼国造・伊弉頭国造は蘇我臣系，角鹿国造は吉備系，加我国造・羽咋国造は三尾君系，久比岐国造は大和（倭）直系，佐渡国造は阿岐国造系，能等国造は垂仁の裔である。膳臣系は越地方では蘇我臣系に比肩する程の勢力を有していたと言い得るのではなかろうか。膳臣はとりわけ越との関係が大きかったようであり，このことは膳臣の祖名ヒコイナコシワケや〔ヒコセタツ〕オホイナコシの「コシ」に反映されている。

阿倍臣や膳臣との同祖関係のみからすれば，「ヲワケ臣」に関わる関東では，唯一那須国造が阿倍臣と関係するに過ぎないということであるが，次に関東～東北地域の特徴を知るために，全国の国造の系統を見てみよう。

Ⅱ　国造の系統と関東～東北の特徴

関東及びその延長としての東北地域の国造を，『記』と「国造本紀」の伝に従って系統別に挙げるとともに，そ

れらの本拠を令制下の行政区画に基づいて記すと次のようになる。「記」・「国」と（　）に記しているのはそれぞれ『記』のみ，「国造本紀」のみに見える伝である。

＜関東＞

出雲系

无邪志国造：武蔵国

上菟（海）上国造：上総国海上郡

下菟（海）上国造：下総国海上郡

伊自牟（伊甚）国造：上総国夷灘郡

相武国造（国）：相模国

菊麻国造（国）：上総国市原郡菊麻郷

阿波（安房）国造（国）：安房国安房郡

新治国造（国）：常陸国新治郡

高国造（国）：常陸国多珂郡

天津日子（彦）根命系

茨木（城）国造：常陸国茨城郡

馬来田国造：上総国望多郡

師長国造（国）：相模国余綾郡磯長郷

胸刺国造（国）：武蔵国

須恵国造（国）：上総国周淮郡

道口岐閇国造（国）：常陸国多珂郡道口郷

多臣系

〔常道〕仲国造：常陸国那珂郡

長狭国造（記）：安房国長狭郡，上総国夷灘郡長狭郷

印波国造（国）：下総国印幡郡

毛野系

上毛野君（国造）：上野国

下毛野君（国造）：下野国

和珥臣系

牟邪臣（武社国造）：上総国武射郡武射郷

物部連系

久自国造（国）：常陸国久慈郡

阿倍臣系

那須国造（国）：下野国那須郡

高皇産霊尊系

知々夫国造（国）：武蔵国秩父郡

忍凝見命系

筑波国造（国）：常陸国筑波郡

＜東北＞

阿岐国造系

白河国造（国）：陸奥国白河郡

阿尺国造（国）：陸奥国安積郡安積郷

思（思太？）国造（国）：陸奥国信夫郡（志太郡？）

伊久国造（国）：陸奥国伊具郡

染羽国造（国）：陸奥国標葉郡

信夫国造（国）：陸奥国信夫郡

天津日子（彦）根命系

道尻岐閇国造（記）：陸奥国石城郡苦麻村（常陸国風土記）

道奥菊多国造（国）：陸奥国菊多郡

石城国造（国）：陸奥国磐城郡

石背国造（国）：陸奥国磐瀬郡磐瀬郷

多臣系

道奥石城国造（記）：陸奥国磐城郡

毛野系

浮田国造（国）：陸奥国宇多郡？

胸刺国造は，「（前に欠文）岐閇国造祖兄多毛比命児伊狭知直定賜国造」とあり，「岐閇国造」は『記』の道尻岐閇国造にせよ，「国造本紀」の道口岐閇国造にせよ，アマツヒコネ系であり，「兄多毛比命」は「国造本紀」の无邪志国造の祖と同名である。『記』が无邪志国造を出雲系としていることからすれば，ムサシ国造は本来出雲系とされていたとみるのが良いと思うが，ムサシ国造に二流あり，その一方がアマツヒコネ系であるとする所伝の存在も必ずしも否定できないので，「国造本紀」の用字で両方に分類している。相武国造も，「志賀高穴穂朝，武刺国造祖神伊勢都彦命三世孫弟武彦命定賜国造」とあり，ムサシ国造は出雲系・アマツヒコネ系の両系があるので，いずれにも分類できるが，一系で載せられているので，ムサシ国造を出雲系とする『記』の伝に従って，出雲系とした。また，知々夫国造は「八意思金命十世孫知知夫彦命」を祖とするが，ヤヰオモヒカネはタカミムスヒの子と伝えられる（神代紀）ので，タカミムスヒ系で記した。

関東の国造は，取り敢えずは，出雲系９，アマツヒコネ系６，多臣系３，毛野系２，和珥臣系・物部連系・阿倍臣系・タカミムスヒ系・オシコリミ系各１となる。アマツヒコネ系は，『記』で，政権中枢部の有力氏族ではないにせよ，後裔氏族十二氏のなかに凡川内国造・額田部湯坐連・倭田中直・山代国造・倭淹知造・高市県主・三枝部造七氏が見えるので，中央氏族系と見做して良いとすれば，中央氏族系の割合は12/25である。また，筑波国造は「志賀高穴穂朝，忍凝見命孫阿閇色命定賜国造」とあり，オシコリミは他に見えないが，阿閇色命は，「阿閇」から，阿閇（閇）臣ひいては膳臣との関係が考えられるとすれば（後述），中央氏族系は13/25となる。いずれにしても，半数程度の国造が中央氏族系である。

東北は，阿岐国造系６，アマツヒコネ系３もしくは４，毛野系１，多臣系１ないし０である。阿岐国造の始祖天湯津彦命は，「国造本紀」以外では，『旧事紀』天神本紀に高皇産霊尊が天孫防衛のために天降らせた三十二神の内の一神で「安芸国造等祖」として見えるだけであり，地方氏族の祖とされているとみられるので，中央氏族系は4/11であるが，有力な中央氏族系が殆ど存在しない。

『記』・「国造本紀」に基づき，地域別に系統ごとの国

造数を挙げると〔表1〕のようになる。尾張連系と紀直系は，畿内を本貫とはしないが，それぞれ物部連・紀臣等葛城系と系譜・地縁等で関係を有するので，中央氏族系に準じて扱って良いと思う。それらを含めた中央氏族系は，始祖系譜等の伝承や想定される本拠等から，和珥臣・物部連・穂積臣・尾張連は「和珥氏（春日）系」（これらの関係は黒田②第三章），葛城・蘇我臣・紀臣・葛城直・紀直は「蘇我氏（葛城）系」とまとめられる他，膳臣は和珥臣と関係を有する始祖系譜を形成していた（黒田①②第十章Ⅱ）とみられ，また，阿倍臣は多臣同族というのが本来の系譜と思われる（黒田④）ので，和珥氏系・蘇我氏系・多氏系という「大化前代」を代表する三大勢力（多臣の有力さが復元系譜より想定し得ることは，黒田①②④等）の系統とアマツヒコネ系の四系統が主要なものになる。〔表1〕を，スペースとの関係もあり，畿内と東北とを除いて，三大勢力系・アマツヒコネ系・その他中央氏族系と地方氏族系とに分けてまとめたのが〔表2〕である。なお，三嶋溝杭命系（都佐国造）は，ミゾクヒ〔ミミ〕が神武后の母方の祖父であるが，長阿比古と同祖とされているので，地方氏族系に集計した。

中央氏族系の割合は，東海道 10(9)/13，東山道 6/6，北陸道 8/13，山陰道 5/8，山陽道 7/19，南海道 5/13，西海道 9/17，である。東海・東山・北陸・山陰各道は，中央氏族系は 2/3 程度以上の割合を示す。西海道も，当地域の族長が任じられたとされているとみられる大隈・薩摩を除けば 9/15 となり，2/3 に近い割合である。紀国造（直）はカミムスヒ系であるから，カミムスヒ系を全て中央氏族系と見做しても（「紀国造同祖」などと記されていないので問題である），山陽道は 10/19，南海道は 8/14 で，半数程度である。山陽・南海両道は，他の五道とは異なる特別な地域と言えるであろう。その事情として，蝦夷との関係という特殊事情が想定される東北と同様に，山陽道は吉備族との関係が考えられる。南海道も特殊的であることは，例えば『紀』・「国造本紀」が讃岐国造の祖とする景行皇子カミクシを『記』が吉備臣等之祖若建吉備津日子の女針間伊那毘能大郎女所生としているように，吉備勢力との関係を考慮すべきようにも思われる。

関東の中央氏族系が約 1/2 という割合は，東北及び山陽道・南海道と他五道との中間程度であり，前者ほどではないにしても，特殊な地域と言い得るように思う。しかも，当地域は，後述のように，各氏族の系統で見ると，かなり特徴的な様相を呈している。

和珥氏系は，総数で，畿内と東北を除く中央氏族系六十三国造の半数近くの三十国造を占める（地方氏族系を含めても 1/4 を上回る）。全地域に分布し，関東・山陽道・西海道以外は半数以上であり，とりわけ東海・東山両道では独占的である。アマツヒコネ系がこれに次ぎ東北を含めて十三国造（石城国造を多臣同族とする『記』の伝を取れば十二国造）で，他地域は山陰道1，山陽道2としたが，波伯（伯岐）国造と大嶋国造は「无邪志国造同祖」で「兄多毛比命児」を祖としており，ムサシ国造を『記』と「国造本紀」无邪志国造条の出雲系を正伝とすれば，「茨城国造同祖」とする周防国造が唯一のものとなるのであり，関東～東北に偏在すると言い得る。多氏系は十国造（東北を含めると十一国造）で，関東と西海道とに多く，東山道は関東に隣接する科野国造であり，南海道も西海道と海を隔てた伊余国造で，関東と西海道とに偏在的である。少なくとも，中央有力氏族系では，関東・西海道で多氏系が最も多く，関東では和珥氏系の二倍で中央氏族系の 1/3，西海道ではほぼ半数を占める。蘇我氏系は九国造で，西国と北陸道中心である。北陸道と西海道で和珥氏系と拮抗する程度であり，しかも，山陰・南海・西海三道の四国造は紀直系3，葛城直系1で，蘇我臣系を称するのは北陸道の三国造のみ，紀臣系は山陽道の一国造のみである。蘇我臣の中央における勢力からすれば，意外と言える程の分布しか見られない。

以上が畿内と東北とを除く中央氏族系を称する国造の一般的状況であるが，ヲワケ臣に関わる関東にしぼって特徴を見てみよう。関東の国造の系統別の分布をまとめたのが〔表3〕である。

中央氏族系については，東北以外の地域は有力三氏族系で大半を占めるのに対して，関東では，アマツヒコネ系と多氏系が多いこと，東海・東山両道で圧倒的な比重を占める和珥氏系が少なく，蘇我氏系は全く知られないことが特徴である。地方氏族系国造でも，出雲系が地方系全体の 2/3 を上回る九国造であるが，この数はほぼアマツヒコネ系と多氏系との合計数に当たるとともに，全国の出雲系の 2/3 を占めるという特徴がある。

関東西部の相模・武蔵は，タカミムスヒ系の知々夫国造もあるが，アマツヒコネ系と出雲系とで占められていると言って良いであろう。なお，知々夫国造の祖の父ヤヰオモヒカネの姉妹タクハタチチ（チハタ）ヒメはアメノオシホミミの妻でヒコホノニニギ生母であるが，「ミミ」は多氏と（黒田①），「ヒコ＋某」形式の人・神名は和珥氏と（黒田③）それぞれ密接な関係を有するのであり，知々夫国造はこの両氏の系統とみることができる。

東部の安房から常陸は，それぞれの本拠から見ると，出雲系の間に多氏系・和珥氏系・アマツヒコネ系が分布しているかの如くである。下野北東部に多氏系の那須国造が分布するが，この地域は陸奥国白河郡の西・南隣であり，石城国造が『記』で多氏系であることも勘案すれば，毛野族とではなく陸奥との関係で捉えるべきもののように思う。毛野地域は，基本的に，毛野族によって支配されていたと言えるであろう。

〔表1〕＊の物部連系・尾張連系と出雲系及び多氏系と天津彦根命系はそれぞれ一国造が重複。東海道・東山道は関東・東北の国造を除いた数を挙げている。『記』に近淡海之安国造・三野国之本巣国造が見えるが，「国造本紀」の淡海国造・三野前国造との関係も考え得るので集計していない。

系統	関東	東北	東海	東山	北陸	山陰	山陽	南海	西海	畿内	計
多臣系	3	＊1		1				1	3		＊9
和珥臣系	1		2	3		2	2				10
物部連系	1		＊5	1				3	1		＊11
穂積臣系									1		1
尾張連系			1	1		1			＊1		＊4
葛城系			1								1
蘇我臣系					3						3
紀臣系							1				1
葛城直系									1	1	2
紀直系						1		1	1		3
阿倍臣系	1								1		2
膳臣系					4						4
息長君系									1		1
天津彦根命系	6	＊4				1	2			3	＊16
倭直系					1		1			1	3
多米連系			1								1
桜井田部連系							1				1
吉備系			1		1		5		2		9
毛野系	2	1					1				4
能登臣系					1						1
三尾君系					2						2
佐伯直系							1				1
讃岐国造系								1			1
日向国造系									1		1
出雲系	9		＊2			2			＊1		＊14
阿岐国造系		6			1		2	1			10
高皇産霊尊系	1							1	1		3
神魂命系							3	2	1		6
忍凝見命系	1										1
美志印命系			1								1
観松彦伊呂止命系						1		1			2
天幸襲命系								1			1
三嶋溝杭命系								1			1
系統不記（土豪）									2		2
計	25	11	13	6	13	8	19	13	17	5	130

〔表2〕（他：その他の中央氏族系，小計：中央氏族系の合計，地方：地方氏族系，『記』では東海の和珥氏系は7，地方系は4）

系統	関東	東海	東山	北陸	山陰	山陽	南海	西海	計
和珥	2	8	5	4	3	2	4	2	30
多	4		1				1	4	10
蘇我		1		3	1	1	1	2	9
彦根	6				1	2			9
他		1		1		2	0	1	5
小計	12	10	6	8	5	7	6	9	63
地方	13	3	0	5	3	12	8	8	52
計	25	13	6	13	8	19	14	17	115

〔表3〕（産霊：タカミムスヒ，忍凝：オシコリミ）

系統	相模	武蔵	安房	上総	下総	常陸	上野	下野	計
和珥				1		1			2
多			1		1	1		1	4
彦根	1	1		2		2			6
毛野							1	1	2
出雲	1	1	1	3	1	2			9
産霊		1							1
忍凝						1			1
計	2	3	2	6	2	7	1	2	25

常陸の延長上の東北の国造は宮城県南部までしか分布が見られないが，その南部がアマツヒコネ系，北部が安岐国造系（浮田国造のみ毛野系）という傾向がある。

Ⅲ　額田部と壬生部

出雲系が毛野地域を除く関東全域に分布している事情が大きな問題であるが，本節では，それとともに特徴的であるアマツヒコネ系に関係して，額田部湯坐連に関わる部とその伴造とについて見ることにする。

湯坐を氏名に有する人名は数える程しか知られないが，その系譜が伝えられる伴造氏族としては，アマツヒコネ系の額田部湯坐連（神代記，『録』左京神別下・河内国神別，「天神本紀」）と石上朝臣（物部連）系の若湯坐宿禰（連）（『録』左京神別上・摂津国神別・河内国神別，『旧事紀』天孫本紀，『高橋氏文』）とが知られる。『常陸国風土記』（以下『風土記』）茨城郡条の注記に「茨城国造初祖多祁許呂命，仕息長帯比売天皇之朝，当至品太天皇之誕時。多祁許呂命有子八人。中男筑波使主茨城郡湯坐連之初祖」とあり，『続紀』神護景雲三年三月辛巳条に宗何部池守への湯坐日理連賜姓，『日本三代実録』（以下『三代実録』）貞観十二年六月二日癸未条に丈部継麿・山際への湯坐菊多臣賜姓が見える。丈部はともかく，これらの記述は少なくとも常陸～東北南部に湯坐が分布していたことを示すものであり，茨城国造同族の湯坐連と陸奥国菊多郡に関わる湯坐は，茨城国造と菊多国造がアマツヒコネ系であるから，額田部湯坐連と関係するとみられる。

「額田部湯坐」は，白髪部舎人・膳夫・靫負（清寧紀二年二月条等）などと同様の表現で，「額田部からなる湯坐」というものであろうが，額田部関係では，人名の実例は，尾張・上総・常陸・上野・出雲・石見・播磨・長門・筑前・肥後などに知られ，郷名は，大和（平群郡）・河内（河内郡）・伊勢（桑名郡・朝明郡）・三河（額田郡）・上総（周淮郡）・美濃（池田郡）・上野（甘楽郡）・越前（足羽郡）・加賀（江沼郡）・備中（哲多郡）・備後（三谿郡）・長門（豊浦郡）・筑前（早良郡）に見られる。上総・常陸に額田部の分布が確認されることと湯坐及びアマツヒコネ系の分布とが重なるとみられると思う。上野の額田部君馬稲（緑野郡，年月不詳調布墨書銘），出雲の大原郡前少領額田部臣押嶋・少領額田部臣伊去美（『出雲国風土記』），長門の豊浦郡擬大領額田部直広麻呂（天平十年周防国正税帳）・豊浦団毅同郡大領額田部直塞守（『続紀』神護景雲元年四月戊申条），肥後の額田部君得万呂（宇土郡，天平勝宝二年四月五日付仕丁送文）は，それぞれのカバネから，各地域の国造の後裔とみられるのであり，額田部が国造を通じて管轄されていたことが窺われる。

額田部の中央伴造は額田部連とみられるが，『記』には見えず，神代紀第七段一書第三に『記』の額田部湯坐連に替わって額田部連が記されている。『紀』は額田部連をアマツヒコネ系としているのであるが，『録』は額田部湯坐連をアマツヒコネ系とし（左京神別下・河内国神別），額田部連（宿禰）を主に明日名門命系とする（右京神別上・山城国神別・摂津国神別）。アスナトは，『録』にだけ，しかも額田部連（宿禰）・額田部にのみ関わって見える神名の如くであるが，摂津国神別の額田部宿禰は「同神（角凝魂命＝委文連条）男五十狭経魂命之後也」，次条の額田部は「額田部宿禰同祖，明日名門命之後也」とあり，ツヌコリムスヒは山城国神別税部条に神魂命の子とあるので，カミムスヒ―ツヌコリムスヒ系とされていたとみられる。『録』では「額田部連（宿禰）」自体にはアマツヒコネ系は見えないが，額田部河田連はアマツヒコネ系であり（大和国神別），額田部にアマツヒコネ系（左京神別下）とアスナト系（摂津国神別，右京神別上＝額田部瓰玉）とが伝えられているので，『録』がアマツヒコネ系の額田部連の存在を否定しているわけではない。

ところで，『録』によれば，この二系統の額田部連の他にも額田部やその伴造に関わると思しきものが知られる。それは「早良臣同祖，平群木菟宿禰之後也，不尋父氏，負母氏額田首」とある額田首（河内国皇別）と，「伊香我色雄命之後也」とする額田臣（山城国神別）である。額田首の祖先の系統は，「不尋父氏，負母氏額田首」とあるだけなので，不明としなければならない。但し，河内ということからは河内国河内郡額田郷との関係，「早良臣同祖」からは早良臣の本拠筑前国早良郡額田郷とのつながりを推測することは可能である。いずれにしても，額田首は河内や筑前の地域の額田部の地方伴造の可能性がある。一方の額田臣は物部連系である。「額田臣」で「額田部臣」ではないので，額田臣の「額田」を単なる地名（大和国平群郡額田郷や河内国河内郡額田郷）とみることは無論不可能ではない（額田首も同様）が，逆に額田部に関わる姓であることを否定することも，膳大伴部の中央伴造が膳臣であることからして，できないと思う。

『録』右京神別上の額田部宿禰条にアスナト三世孫で額田部宿禰の祖とある天村雲命は，『豊受太神宮禰宜補任次第』（以下『補任次第』）に国常立尊十二世孫で神魂命六世孫とある天牟羅雲命（一名天二上命，一名後小橋命）に当たるとされる（『新撰姓氏録考証』）が，「天孫本紀」にもニギハヤヒの子ウマシマヂの尾張連系孫に天村雲命が見え，天牟羅雲命の一名後小橋命は『香取大宮司系図』の天児屋尊十二世孫大小橋命に類似する。尾張連とともに中臣連は和珥氏系とできる（黒田②第三章）ので，アメノムラクモを介して，額田部宿禰と和珥氏系とは結びつくことになる。アスナトが属するツヌコリムスヒ系の鳥取連（『録』右京神別上）と，「天孫本紀」がニ

ギハヤヒの十四世孫物部三楯連公の後とする鳥部連とが，少なくとも職掌が共通するとみられることも想起される。

左京神別下の額田部条に「同命（天津彦根命子明立天御影命＝額田部湯坐連条）孫意富伊我都命」，大和国神別額田部河田連条に「同神（天津彦根命＝三枝部連条）三世孫意富伊我都命」，右京神別下高市連条に「額田部同祖，天津彦根命三世孫彦伊賀都命之後也」とあるオホイカツとヒコイカツは，同一人か兄弟かはともかく，伊賀国に関わる名である。伊賀を本居とする伊賀臣は『録』では膳臣系であり，膳臣は本来和珥臣と密接な関係にあったので，取り敢えずは和珥氏系と為し得る。「国造本紀」は伊賀国造について「志賀高穴穂朝御世，皇子意知別命三世孫武伊賀都別命定賜国造云々」と記すが，「皇子意知別命」は，『記』で落別王〈山代之大国之淵の女苅羽田刀弁所生〉，『紀』で祖別命（山背苅幡戸辺所生）と記される垂仁皇子であり，生母カリハタトベは和珥臣に関わる（黒田①）。伊賀国造は和珥氏系ということである（〔表1〕〔表2〕で和珥氏系に集計）。また，「イカツ」なる人名は仲哀紀九年九月・神功紀摂政前・允恭紀七年十二月各条に見える中臣烏賊津使主（連）との共通性が見られる。

左京神別下額田部湯坐連条にアマツヒコネの子とされるアケタツアメノミカゲは摂津国神別山直条に天御影命，「天神本紀」に天御陰命（凡河内直等祖）とあるが，開化記の「近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神」と同一神ではなかろうか。しからば，開化記ではアメノミカゲの女息長水依比売は日子坐王の妻とされているのであるから，ここからも和珥氏系との関係が窺われることになる。アマツヒコネ系と和珥氏系との関係については，アマツヒコネ後裔に山代国造（直）が伝えられていることにも注目すべきである。山城は，和珥臣同族の小野臣・粟田臣が分布し，応神が近淡海国に幸す時に宇遅木幡村で丸邇之比布礼能意富美の女宮主矢河枝比売と御合して宇遅能和紀郎子が生れた説話や宇治郡～綴喜郡有智郷に関わる山代内臣の祖味師内宿禰の生母が尾張連系の葛城高千那毘売と伝えられる（『記』）ように，和珥氏系と密接な関係を有する地域であるが，山代直には尾張連同族とする伝（『録』未定雑姓山城国）もある。

額田部の中央伴造として，アスナト系・アマツヒコネ系とともに，和珥氏系が存在したことは否定できないに留まらず，アスナト系・アマツヒコネ系双方とも和珥氏系と関係を有していたことが想定されるのである。

さて，『風土記』行方郡条は，難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世癸丑（653）年段階で茨城国造は小乙下壬生連麿であったとする。前記のように茨城国造初祖の中男筑波使主が茨城郡の湯坐連の初祖，茨城国造が壬生連であるから，ここに壬生（壬生部・生部）と湯坐との関係が現われているように思う。次に壬生部について見ておこう。

壬生部に関係する人名は，山城・伊賀・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・安房・下総・常陸・美濃・信濃・上野・下野・若狭・越前・丹後・出雲・備中・周防・讃岐・筑前・豊前・豊後・肥後などに知られるが，関東はほぼ全域に亘っている。地方伴造の後裔としては，駿河国駿河郡少領壬生直信陋理（天平十年駿河国正税帳）・同郡大領生部直□□理（天平宝字四年十月調煮堅魚付札），伊豆国那賀郡那珂郷戸主生部直安万呂（調商布墨書銘），甲斐国巨麻郡左近衛将曹従六位上壬生直益成（『三代実録』元慶六年十一月己巳朔），相模国大住郡大領壬生直広主（『続後紀』承和七年二月壬申等）・高座郡大領壬生直黒成（同八年八月辛丑），常陸国筑波郡壬生直小家主女（『続紀』天平宝字五年正月戊子等）・茨城郡壬生連麻呂（『風土記』行方郡）・行方郡大領壬生直足人（天平勝宝五年十月調布墨書銘）・同郡壬生直宮方（同）・那賀郡壬生直夫子（『風土記』行方郡）・某郡生部連広成（『日本後紀』〈以下『後紀』〉延暦二十四年七月丁亥），美濃国厚見郡生部君朝占・田久麻呂・竜・安麻呂（大宝二年御野国厚見郡肩々里戸籍），上野国甘楽郡大領壬生公郡守（『後紀』弘仁四年二月丁酉）・群馬郡壬生公石道（『三代実録』貞観十二年八月十五日乙未），出雲国出雲郡生部臣（天平十一年出雲国大税賑給歴名帳の生部臣族嶋足女よりの想定），備中国賀夜郡生部首加都良（天平十一年備中国大税負死亡人帳）が知られる。それぞれのカバネから備中の生部首以外は国造の一族とみられるのであり，壬生部も国造を通じた統括であったと考えられる。

畿内に本拠を有する壬生部の伴造氏族としては，大宅朝臣（和珥氏）系の壬生臣（『録』河内国皇別）と尾張連系の蝮王首（大和国神別）・大蝮壬生連（「天孫本紀」）が想定されるに過ぎない。大蝮壬生連は他に見えない姓のようであるが，「大蝮」が丹比部に関係するとすれば，額田部湯坐連と同様に，丹比部から壬生となった者を統括する伴造と想定される。また，地名タヂヒに，「倭」を「大倭」と表記するのと同様，美称たる「大」を冠した「大蝮」を「壬生」に付したとすれば，河内国丹比郡の壬生部の地方伴造ということになる。蝮王首も同様である。『録』摂津国神別に尾張連系の蝮部が見えることからすれば，大蝮壬生連や蝮王首は丹比部から壬生となった者を統括する伴造とみるのが良いように思う。ともかく，大蝮壬生連・蝮王首は壬生部の中央伴造とは見做し難い。

残されるのは壬生臣である。中央伴造としては連・造姓が相応しいことは言うまでもないが，有力氏族の同族が部名を氏名としている例は少なくない。『和邇系図』で鯨子に「仁徳天皇朝為壬生部供奉」とあることも，壬生臣が壬生部の伴造であることを示しているようでもある。しかし問題はある。推古紀十五年二月庚辰朔条に「定壬生部」と見えるが，この段階には和珥（春日）臣は既に

没落していたとみられる（黒田②第三章）からである。

壬生部は皇子の養育のための部であり，皇子の名を付して呼ばれていた名代部が推古朝頃に壬生部という普通名詞で統一されたとされる（岸俊男①）。「為太子伊邪本和気命之御名代定壬生部」（仁徳記），「為大兄去来穂別皇子定壬生部」（仁徳紀七年八月丁丑条）という記述が『記』『紀』編者の作為であることには疑いはないが，皇子養育のための部が壬生部に統一されたとすれば，中大兄に引き継がれた祖父押坂彦人大兄の名代刑部（忍坂部）とされる「皇祖大兄御名入部」（薗田香融，1981年）も壬生部となっていてしかるべきであり，また，履中に関わって壬生部設置記事が造作されたこと，はるか後世まで名代に関わる氏名が残っていることも問われる。史実性は別にして，仁徳までは，成務から甥仲哀に皇位が移ることはあっても，各世代一人のみ即位し，履中の世代で皇位の兄弟継承が始まっている。仁徳の太子で兄弟相承の最初の天皇である履中のための部が壬生部であることは，幾人かの皇位継承候補者のなかで，後世の皇太子に当たる地位にある者のための部が壬生部であることを示しているとみては如何か。推古朝で，「皇太子」となった者が壬生部を有することになったと考えるのである。

しかし，名代とされるものの実例を見ると，天皇とされる安閑・宣化・敏達・崇峻・推古にはそれぞれ勾部・檜前部・他田部・長谷部や椋椅部・額田部が該当するとしても，欽明・用明の名代と想定されるものは見出し難いという問題がある。とりわけ欽明は継体の正嫡で前王統のタシラカ所生であり，継体はタシラカとの婚により王位を継承し得たとみられるのであるから，当然その身分に見合う部が設置されていてしかるべきである。ところが宮号に関わるかともみられる数人の金刺や金刺舎人以外，見当たらない。敏達も，他田部や他田日奉部は知られるが，数的にはそれ程ではない。一方，敏達皇子ヒコヒトの刑部は膨大な分布を見せる。欽明から敏達，更にヒコヒトへと継承された部が刑部として残されたと一応みることはできる。用明の場合も，廐戸を経て山背へ引き継がれたが，滅んでしまったので残らなかったとも考え得る。しかし，後につながらない安閑・崇峻に関わる部が残り，他田部も残っているのであるから，部の継承との関係でとらえることにも問題があるように思う。

大蝮壬生連・蝮王首は丹比部に関わる壬生部の存在を示すが，穴穂部に関わる壬生部も存在したようである。『録』未定雑姓河内国に孔王部首が載せられ，養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍に多くの孔王部人名が，『続紀』延暦九年十二月庚戌条に猴嶋郡主帳正八位上孔王部山麻呂が見えているからである。丹比部と穴穂部の二例しか見当たらないが，名代の如き部の一部が後に「壬生部」と称されるようなものに当てられていたことが考えられるのではなかろうか。欽明や用明の段階では，純粋に「皇太子」（正嫡＝正統な後継者）のための部は未設置であり，さまざまな名代を割き取るかたちが取られていたと思う。

「皇太子」のための部の設置の画期として相応しいのは，やはり欽明に関わる時期，継体段階ではなかろうか。名代を含む部の設置時期として継体期以後が重視されるが，雄略段階でその前提としての「トモ制」が成立している。王族に関わるものは，全国的なものでは到底なく大和・河内周辺に限られたとは思うが，雄略よりも前からその前身は存在したとみても良い。継体の登場で，「皇太子」のためのトモ・部が設置されたとする想定は疑問だとは思えない。推古紀の壬生部設置記事は，従来からの名代から割かれる部とは異なり，「皇太子」たる地位に伴う独自の部として壬生部が設置されたということではなかろうか。しからば，「壬生部」の前身の段階で，和珥氏系がそれを管轄していたことは，品部設置を推進したのが和珥氏とみられる（黒田②第三章）ことからしても，蓋然性が大きい。蘇我政権成立後の推古朝でも，和珥氏系は，本宗は没落したが，小野臣妹子・大宅臣軍は活躍しているのであり，壬生臣が和珥氏系（大宅朝臣同祖）であるという問題は，以上のように理解できる。

アマツヒコネ系が関係する額田部にせよ壬生部にせよ，和珥氏系とのつながりが無視し得ないのであり，この和珥氏系との関係がアマツヒコネ系が関東に分布が多い一つの理由と考えられるということである。

Ⅳ　丈部と膳大伴部

本節では阿倍臣と膳臣にそれぞれ関わる丈（杖）部と膳大伴部を見てみよう。

丈部は畿内以東では，伊勢（朝明郡杖部郷）・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・安房（長狭郡丈部郷）・上総・常陸（那賀郡阿波郷丈部里＝台渡廃寺址出土瓦銘）・近江・美濃（不破郡丈部郷）・上野・下野（河内郡・芳賀郡に丈部郷）・陸奥（磐井郡丈几〈「卩」＝部の誤記か〉郷）・越前・越中（新川郡に丈部郷）・越後・佐渡に分布が知られるが，以西では，史料の残存性もあるが，「天平十一年出雲国大税賑給歴名帳」に見えるに過ぎない。東国，とりわけ関東はほぼ全域に分布する。また，陸奥には，前掲の阿倍臣関係の氏名だけでなく，於保磐城臣（磐城郡，『続紀』神護景雲三年三月辛巳）や上毛野陸奥公（耶麻郡，『続後紀』承和七年三月庚辰）・下毛野陸奥公（同七年二月癸亥）が賜姓された丈部もあり，多臣や毛野族と関係する丈部の存在が知られる。

丈部の地方伴造の後裔とみられる者は，相模の丈部造智積（『続紀』霊亀元年三月丙午）・助丁丈部造人麿（『万葉集』4328歌），武蔵の横見郡少領外従八位下勲十二等

杖部直（天平勝宝五年十一月頃庸布墨書銘）・多摩郡小河郷人丈直山継（『日本霊異記』下巻第七）・足立郡人外従五位下丈部直不破麻呂（『続紀』神護景雲元年十二月壬午条に賜姓武蔵宿禰，同甲申条に任武蔵国造，但し「丈部」を「大部」とし〔膳〕大伴部の伴造系とする説があるが，いずれの場合でも本稿の論旨には影響しない），上総の山辺郡岡山郷丈部臣古麻呂・曾根麻呂（天平二十年四月二十五日付写書所解），常陸の筑波郡副擬□領大初位上丈部直佐弥万呂（天平宝字二年十月黄絁墨書銘），陸奥の磐城団擬少毅陸奥丈部臣継嶋（『続後紀』承和十五年五月辛未，この段階で阿倍陸奥臣賜姓），出雲の丈部臣（前出，出雲郡に十数人知られる）である。武蔵・常陸の「直」と出雲の「臣」は当地域の国造のカバネであり，上総の丈部臣は，山辺郡の北隣武射郡は「国造本紀」の武社国造の本拠と目される地域であり，武社国造は臣姓とみられる（『記』の身射臣）ので，武社国造の系統であったことが考えられる。相模の丈部造と陸奥の丈部臣とには，カバネからして，国造との関係は見出されないと思うが，丈部の地方伴造はいずれも当該地域の国造級の豪族の系統であり，丈部は当該地方の豪族を通じた統括形態であったことが想定される。上野にも丈部臣の存在が知られるが，これは旧姓犬養であり（『続後紀』承和十年三月丁酉），臣姓が与えられた事情は不明であるが，伴造の後裔とし難いことは言うまでもない。なお，犬養の伴造氏族として若犬養連が知られるが，これは尾張連系である（『録』河内国皇別・和泉国皇別）。

上総では丈部果安が郡司主帳外従七位下（周淮郡？，天平勝宝二年十月庸布墨書銘），丈部石万呂が天羽郡擬少領少初位下勲八等（天長五年十月庸布墨書銘），下野では丈部益野が那須郡大領（『続後紀』承和十年十二月乙卯朔），陸奥では丈部人麿が珂磨（耶麻）郡大領，丈部豊主が柴田郡権大領（いずれも『続後紀』承和七年二月癸亥），丈部本成が磐城郡権主政（『続後紀』承和十五年五月辛未），丈部竜麻呂が某郡大領外正六位上勲十等（多賀城漆紙文書四〇），というように，部姓者が郡司と伝えられる。しかし，「庸布墨書銘」では，瓦銘等と同様に，「直」などのカバネが省略されている可能性があり，那須郡大領は本来「国造本紀」に見える那須国造の後裔が任じられるようなものであったとすれば，この場合も直姓が欠落している可能性があると思う。しからば，これらの地域も国造級豪族が丈部を組織していたことになる。

これに対して『続後紀』に見える陸奥の三人は，それぞれ上毛野陸奥公・阿倍陸奥臣・阿倍陸奥臣を賜姓されているので，それまで丈部のみを姓としていたとみるのが良いように思う。磐城団擬少毅陸奥丈部臣継嶋という有力氏族名を冠さぬ臣姓氏族の例はあるものの，陸奥の丈部は例外的と言える。それは与えられた姓が阿倍臣・多臣・上毛野君・下毛野君との関係を明示していることにも表われている。陸奥の丈部は，一般的には，在地の豪族による統括ではなく，中央の阿倍臣・多臣と関係する氏族や毛野族を通じて行われたのではなかろうか。阿倍臣は斉明朝の阿倍引田臣比羅夫の派遣に象徴されるように東北と関係を有し，多臣は『記』に道奥石城国造が同祖とあり，磐城郡の丈部に於保磐城臣が賜姓されていることはそれと関係するのであろう。毛野族が東北経営に関係したことは，舒明紀九年是歳条の上毛野君形名の蝦夷討伐，それの反映とみられる仁徳紀五十五年条の上毛野君祖田道の蝦夷討伐説話や，「国造本紀」浮田国造条に「志賀高穴穂朝，瑞籬朝五世孫賀我別王定賜国造」とある賀我別王が神功紀四十九年三月条の鹿我別であり，応神紀十五年八月丁卯条の上毛野君祖巫別に当たるとみられることで明らかである。『三代実録』貞観十二年六月二日癸未条にも丈部への湯坐菊多臣賜姓が見えるが，前述のように，額田部湯坐連との関係で捉えるべきである。

ところで，「陸奥丈部臣」なる姓は，丈部を氏名に有していることで，丈部に賜姓された他の阿倍陸奥臣・阿倍会津臣・阿倍安積臣・阿倍信夫臣・阿倍柴田臣・於保磐城臣・上毛野陸奥公・下毛野陸奥公等とは明らかに異なる。阿倍陸奥臣～於保磐城臣は『続紀』神護景雲三年三月辛巳条に初めて賜姓記事が見え，阿倍陸奥臣は『続後記』承和七年二月癸亥条・同十五年五月辛未条及び『三代実録』貞観十二年十二月九日丙戌条にも，阿倍安積臣は『続紀』宝亀三年七月丙申条にも賜姓記事がある。上毛野陸奥公の賜姓記事は『続後紀』承和七年三月庚辰条のみ，下毛野陸奥公も承和七年二月癸亥条だけである。陸奥丈部臣姓は，他の丈部に対する賜姓からみて，阿倍陸奥臣等の賜姓より前からのものと考えられる。しかし，丈部の地方伴造の如きものとは見做し難いと思う。国造級の豪族が地方伴造となった（を兼ねた）とみられるが，『風土記』多珂郡条に「至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世，癸丑年，多珂国造石城直美夜部・石城評造部志許赤等，請申惣領高向大夫，以所部遠隔往来不便，分置多珂・石城二郡」とあり，石城郡も治めた多珂国造は石城直姓であったことが知られるからである。陸奥丈部臣姓は，後に阿倍陸奥臣に改姓されていることからすれば阿倍臣との関係で，居住地が磐城郡であることからすれば多臣との関係で，賜姓されたことが推測される。

畿内に本拠を持つ丈部の伴造として，阿倍臣系の杖部造の他，『録』和泉国皇別に「同上（武内宿禰男紀角宿禰之後也＝掃守田首条）」とする紀臣系の丈部首が見え，また，左京皇別下に「天足彦国押人命孫比古意祁豆命之後也」とする和珥臣系の丈部，山城国神別に「同上（鴨県主同祖。鴨建津身命之後也＝矢田部条）」とする鴨県主系の丈部も載せる。紀臣系の丈部首は和泉の丈部や当地方

の伴造の系統とみることはできる。鴨県主は内廷で負名氏として奉仕していた関係で宮廷の警備・雑使を担当した軍事的部民である丈部（岸俊男②）と関係を有するようになったとみられるであろう。また，山城国乙訓郡に丈部谷直平雄・福麻呂が居たことが『三代実録』貞観六年八月十日甲子条に見えるが，この丈部谷直は『録』山城国諸蕃に「漢師建王之後也」とある谷直や，倭（東）漢氏一族の谷直（忌寸・宿禰）に関係するとみるべきであり，倭漢氏が丈部を出していたのは，その軍事的性格から当然とも言い得る。全国的な丈部統括に関係した氏族としては，阿倍臣と，伴造そのものは同族に伝えられないが，和珥臣とを挙げることができると思う。

膳大伴部は景行紀五十三年十月条に膳臣遠祖磐鹿六鴈が白蛤を膾に為り進った功で賜ったとあるが，『本朝月令』六月朔日内膳司供忌火御飯事条所引『高橋氏文』には詳細に，無邪志国造上祖大多毛比，知々夫国造上祖・天上腹・天下腹人等を喚び遣して膾を為り煮焼させたこと，諸国人を割き移し大伴部と号して磐鹿六鴈命に賜ひ，諸氏人・東方諸国造十二氏の枕子各一人を進め令めたこと，（景行）五十七年丁卯十一月に武蔵国知々夫大伴部上祖三宅連意由が木綿を蒲葉に代へて美頭良を巻いたことが見える。東方十二国造が膳臣・膳大伴部に関係したと言うのであるが，無邪志・知々夫両国造は推定できるが，他は不明である。但し，イハカムツカリに賜った諸国人を号したと言う大伴部は，畿内以東では志摩・三河・遠江・駿河・甲斐・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸に，他では，若狭・石見・淡路・筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後に分布が見られたり想定し得たりする。しかし，「大伴部」は膳大伴部かあるいは大伴連関係のものかということが判別し難いという大きな問題がある。

上総・淡路・若狭には膳大伴部の実例は知られないようであるが，『政事要略』巻二十六年中行事十一月二中卯新嘗祭条所引『高橋氏文』に，「子孫（六鴈の）等乎波長世遠世乃膳職乃長止毛上総国乃長止毛淡路国乃長止毛定」「和加佐乃国波六鴈命尓永久子孫等可遠世乃国家止為止定天授介賜天支」と見える。武蔵に関しては，『後紀』弘仁二年九月壬辰朔条に「出羽国人少初位下无耶志直膳大伴部広勝賜姓大伴直」，『西角井系図』には武蔵国造宇那毘足尼の子八背直に「応神天皇御宇，為膳大伴部供奉，故負膳大部直姓」とあり，武蔵国造と膳大伴部との密接な関係が知られる。また，豊後に大分郡擬少領膳伴公家吉（『続後紀』承和十五年六月庚寅条），筑前に香椎大宮司膳伴宿禰範宣（『朝野群載』巻六太政官符）が見える。実例の有無はともかく，武蔵・上総・若狭・淡路・筑前・豊後に膳大伴部が分布していたとみられる。他の大伴部で膳大伴部であることを明確に示すものは知られない。

『本朝月令』所引『高橋氏文』に見える無邪志国造上祖大多毛比は，「国造本紀」无邪志国造条・胸刺国造条にそれらの祖として見える兄多毛比と同一人であろう。膳大伴部に関係するムサシ国造は出雲臣系やアマツヒコネ系を称しており，膳臣系ではない。同じ『高橋氏文』に「武蔵国知々夫大伴部上祖三宅連意由」も見えるが，大多毛比とともに知々夫国造上祖が膳大伴部に関わっていることからすれば，この大伴部は膳大伴部であり，三宅連が膳大伴部を管轄していたことになる。また，豊後の膳伴公家吉は大分郡擬少領で，大分君（国造）の後裔であろう。香椎大宮司の膳伴宿禰は君（公）姓から改姓されたものと見做し得るならば，筑紫君（国造）との関係も考えられる。これらのことは諸国に置かれた膳大伴部は，額田部・壬生部・丈部の場合と同様，それぞれの地域では現地の豪族（国造級）が統括していたことを示す。

なお，単に大伴部・大伴などとして現れるものの地方伴造の後裔とみられる者では，武蔵に入間郡大伴部直赤尾（『続紀』宝亀八年六月乙酉）・加美郡武川郷戸主大伴直牛麻呂・戸口荒当（天平勝宝五年正倉院庸布墨書銘），安房に大伴直勝麻呂（『後紀』弘仁二年三月庚子）・伴直家主（『続後紀』承和三年十二月辛丑）・安房国造伴直千福麻呂（『日本文徳天皇実録』嘉祥三年六月己酉），三河に三川大伴部直（『旧事紀』天皇本紀），甲斐に山梨郡伴直富成女（『続後紀』承和十一年五月丙申）・八代郡擬大領伴直真貞（『三代実録』貞観七年十二月九日丙辰），筑紫地域に大宰府使部大伴直石国（延暦十九年正月十六日官符）が知られる。いずれも直姓で，国造や郡司も知られるのであり，筑紫地域の者以外は令制前の当該地方の国造の系統とみられる。単に大伴部などとして現れているものも膳大伴部に関係するとしても，国造級の豪族を通じた統属形態であったことに変わりはない。

従って，膳臣は，国造級の豪族を通じながら，膳大伴部を中央で管轄していたとみられることになる。但し，膳大伴部の統括は膳臣にのみ関わるものではなかったようである。『本朝月令』所引『高橋氏文』に「今令錯忌火大伴造者，物部豊日連之後也」とあり，この物部連系の大伴造は膳大伴部に関わっているからであるが，膳臣・物部連ともに和珥氏系であるから，問題は生じない。

V　多氏系・出雲系と和珥氏系

Ⅲ節でアマツヒコネ系と和珥氏系との関係，Ⅳ節で本来多氏系であった阿倍臣に関わる丈部やその伴造にも和珥氏系に関係するものが存在したことを指摘した。本節では，いま少し多氏系と和珥氏系との関係を見ておくとともに，出雲系国造にも触れることにしたい。

先ず多氏系について。『風土記』行方郡板来村条に，那珂国造初祖の建借間命が崇神朝で東夷平定に遣され，軍

士を率て行方郡安婆島に至り，海東の凶賊を囚へ一時に焚き滅ぼしたとある。また，「国造本紀」仲国造条には，「志賀高穴穂朝御世，伊予国造同祖，建借馬命定賜国造」とある。『風土記』「国造本紀」いずれの伝も史実とは勿論言い得ないが，那珂（仲，常道仲）国造の祖名としては，用字の相違はありながらも，同人名を伝えている。「建借間（馬）命」から敬称的部分を省くと「借間（馬）」となるが，訓みはどうか。「借り」「借る」から「カリマ」「カルマ」，「借」に「貸す」という意味もあることからは「カシマ」となる。地方氏族の祖名には当該地名を有するものが少なくないことからすれば，「カリ（ル）マ」の場合は新治郡の苅間（カリマ）との関係による人名，「カシマ」では那珂郡に隣接し，中臣連と密接に関係する鹿嶋郡との関わりによる人名と，それぞれ想定できる。

「天孫本紀」にはニギハヤヒ十二世孫物部麻作連公と十三世孫・十四世孫の二人の物部金連公を祖とする借馬連が記され，奈良時代後期と思われる讃岐国戸籍には物部借間連姓の者が十人程見える。ニギハヤヒ十三世孫物部長目連公の後裔に軽馬連も見えるので，「借間（馬）」の訓みは「カルマ」とするのが良いように思われる。ともあれ，那珂国造祖名の「借間（馬）」と物部連系の借馬連・物部借間連とは用字が共通しているのであり，相関係するとみられるのではなかろうか。多氏系の那珂国造と物部連系（和珥氏系）とが関係するということである。

また，『風土記』茨城郡条に大臣族黒坂命が山之佐伯・野之佐伯と対戦したとある。この所伝は多氏系が茨城郡地域と関係したことを示すと思われるが，茨城国造初祖多祁許呂命の中男の名が筑波郡・筑波国造に関わる筑波使主であることに注目したい。「国造本紀」には阿閉色命を筑波国造としたとするが，筑波郡条には采女臣友属筑箪命を紀国之国造に遣したことが見える。このことは，「紀国」なるものの存否は別として，筑波国造と物部連同族采女臣との関係を窺わせる。筑箪命と筑波使主の実名部分の共通性と多氏系と茨城郡との関係からすれば，采女臣系（物部連系・和珥氏系）とアマツヒコネ系及び多氏系とが結びつくのである。

出雲系について。那珂国造の祖名タケカルマに関わる地名が新治郡苅間とすれば，新治郡・新治国造を介して，出雲系と和珥氏系とのつながりがみられると言えるように思う。また，ムサシ国造に出雲系とアマツヒコネ系とが伝えられていることからも，アマツヒコネ系と和珥氏系との関係から，出雲系と和珥氏系とのつながりが想定されるが，ここでムサシ国造の系統について見ておこう。

「国造本紀」では无邪志国造・胸刺国造とも祖名はエタモヒで共通するので，ムサシ国造の系統はエタモヒが本来出雲系とアマツヒコネ系とのいずれとされていたかに関わるが，両ムサシ国造の所伝からは，『政事要略』所引『高橋氏文』のオホタモヒを勘案しても，不明とせざるを得ず，両系が伝えられているとしか言い得ない。しかしその一方で，「国造本紀」相武国造条には「志賀高穴穂朝，武刺国造祖神伊勢都彦命三世孫弟武彦命定賜国造」とある。このカムイセツヒコは，神格を表わす「神」が冠されているが，吉備に関わるキビツヒコと同様，まさしく伊勢に関わる名である。「国造本紀」は伊勢国造の祖を天降天牟羅久怒命孫天日鷲命（神代紀では粟国忌部の祖）とする。天牟羅久怒命は『補任次第』の天牟羅雲命に当たり中臣連（和珥氏系）に関わるものと思われる。「天孫本紀」に同名の天村雲命がニギハヤヒ孫とされていることは，神武段階で伊勢国造が任じられたという「国造本紀」の伝からすれば世代関係では伊勢国造の祖とは結びつかないが，尾張連と中臣連及び伊勢国造との関係を示すものであろう。また，「国造本紀」には，個別の国造の伝の前に神武即位後に大倭・葛城・凡河内・山代・伊勢・紀伊各国造の任命などが記されているが，その部分に「以天日鷲命為伊勢国造，即伊賀伊勢国造祖」とある。前述のように，伊賀国造は和珥氏系であるから，この記述も伊勢国造が和珥氏系と関わることを示すと言い得る。伊勢には壱師君・飯高君という和珥氏系氏族も分布している。ムサシ国造，ひいては相武国造には和珥氏系に関わる祖先伝承もあったとみられるのである。

『風土記』多珂郡条には，成務朝で「出雲臣同属」の建御狭日命を多珂国造に任じたことや，孝徳朝の癸丑年段階で多珂国造が石城直美夜部であったことが見える。「国造本紀」は高国造の祖を「彌都侶岐命（天穂日命八世孫＝阿波国造条）孫彌佐比命」とし，『風土記』と祖先伝承を同じくする。しかし，石城直に関わると思われる石城国造は多氏系やアマツヒコネ系である。多珂国造については，出雲系とする伝承の他，多氏系やアマツヒコネ系とするものも伝えられているということになる。

「国造本紀」が出雲系とするもしくはそれと思しき関東九国造を，祖名により類別すれば，次のようになる。

神伊勢都彦命系：相武国造
兄多毛比命系　：无邪志国造・菊麻国造
忍立化多比命系：上海上国造・下海上国造
彌都侶岐（美都呂岐）命系：阿波（安房）国造・新治国造・高国造・伊甚国造

相武国造とエタモヒ系のムサシ国造は和珥氏系との関係，ミツロキ系の高国造は多氏系やアマツヒコネ系（ひいては和珥氏系）との関係がそれぞれ考えられるのであるから，残るはオシタテ（タツ）ケ（カ）タヒ系の上海上（菟上）・下海上（菟上）二国造のみということになる。

オシタテケタヒ及びケタヒやそれに類する人・神名は他に見えないようであるが，『録』未定雑姓右京大辛条の天押立命（四世孫が剣根命）と『旧事紀』神代系紀の天

忍立命（振魂尊子，纏向神主等祖）はオシタテに通ずる。ツルギネは葛城国造の祖（神武紀二年正月乙巳・「国造本紀」）で高魂命五世孫（『録』河内国神別葛木直・和泉国神別荒田直），その女賀奈良知姫がニギハヤヒ三世孫天忍男命の妻で尾張連等祖瀛津世襲命・建額赤命・孝昭皇后世襲足媛の生母（「天孫本紀」）という伝承もある。葛城国造（直）は，その本拠から〔表1〕〔表2〕で蘇我氏系に分類しているが，尾張連とも関係を有する。また，アメノオシタテは，纏向神主等祖であるから，和珥氏系である中臣連の祖と同名のタケミカヅチを祖に有する三輪君とも繋がりを持つ。このことからすれば，父神フルムスヒは「フルのムスヒ（産霊＝生成霊）」で，石上布留と関係する神名とみることも可能であろう。オシタテケタヒがアメノオシタテと関係するとすれば，上海上・下海上両国造も和珥氏系と関係する可能性があることになる。

上海上・下海上両国造には不確定要素はあるが，出雲系国造も和珥氏系との関係が指摘できるのである。

むすびにかえて

以上関東の国造及び部と中央有力氏族との関係についてみてきた。要約すれば，【a】国造は一応出雲系9，アマツヒコネ系6，多氏系4，和珥氏系4，毛野族2とまとめられ，数的には出雲系とアマツヒコネ系とが大きな比重を占めているのが大きな特徴であるが，【b】アマツヒコネに関わる額田部・湯坐の中央伴造，及び本来多氏系とみられる阿倍臣系に特に東北で顕著に関わる丈部の中央伴造が和珥氏系と密接に関係し，出雲系国造も和珥氏系との何らかの関係が想定されるのであり，関東と和珥氏系との関わりの大きさが指摘し得るとともに，【c】多氏系と関東との関係も，一部の出雲系国造とのつながりが見られるように，小さくなく，【d】多臣が継体朝末期からの争乱で没落したとみられることからすれば，大和政権と毛野を除く関東との交渉（制圧的行動も含む）は継体段階以前に和珥・多両氏系を中心に行われ，多臣没落後に和珥氏系が比重を高めたことが想定される，ということである。以下，本稿と関係しながらも，触れていないところを略記して，むすびにかえることにしたい。

「国造本紀」は出雲系とアマツヒコネ系の両流のムサシ国造を伝えるが，『録』には凡河内忌寸（凡川内直・国造）にも『記』『紀』と同様のアマツヒコネ系（摂津国神別・河内国神別）とともに出雲系（摂津国神別）も記されている。出雲系の祖アメノホヒとアマツヒコネはアメノオシホミミの弟とされる。このような祖の兄弟関係が両流が伝えられる一つの理由かもしれないが，同一氏族で兄弟を祖とする異伝を有するものはこの両氏以外には知られない。出雲系とアマツヒコネ系との密接な関係が窺われるのではなかろうか。

アメノオシホミミは本来多氏系と関わるものとされていたとみられるが，その弟としてアメノホヒとアマツヒコネが位置付けられていることは，本来この両系が多氏系と関係するとされていたことを示すとみることも可能であろう。多臣の没落後，欽明～敏達段階の王統譜で多氏系系譜が変改されるとともに，「降臨神」もアメノオシホミミから和珥氏系に関わるヒコホノニニギに変更されたとみられるが，この段階で阿倍臣が多氏系から和珥氏系とされたと同様，出雲系・アマツヒコネ系も和珥氏系と関わるものに変更されたことも想定される。

出雲系と多氏系との関係は，多臣の本拠大和国十市郡飫富郷の東方が出雲庄（城上郡）であることに，見出されると思う。また，山城国愛宕郡出雲郷は和珥氏系の小野臣の本拠に隣接する地域であり，和珥氏系とのつながりが指摘できる丹波には桑田郡に丹波一の宮である出雲大神宮（『延喜式』神名下に「出雲神社」）が存在するが，これらは和珥氏系と出雲系との関係を示すものであろう。

残された主要な課題は，関東に出雲系国造とアマツヒコネ系国造とが偏在とも言い得るほどの顕著な分布を示していることの事情と，出雲系国造・アマツヒコネ系国造と和珥氏系との系譜上の関係である。いずれも難解であるが，後考の課題としたい。

参考文献

岸　俊男

①「光明立后の史的意義」（『日本古代政治史研究』所収，塙書房，1966年）

②「稲荷山鉄剣銘と丈部―万葉集からみた新しい遺物・遺跡（一）―」（『日本古代文物の研究』所収，塙書房，1988年）

黒田達也

①『古代の天皇と系譜』（校倉書房，1990年）

②『朝鮮・中国と日本古代大臣制 ――「大臣・大連制」についての再検討』（京都大学学術出版会，2007年）

③「『ヒコ＋某』形式の人・神名とその特徴」（『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』〈以下『紀要』〉25，1991年）

④「多氏と王統譜」（『紀要』30，1996年）

⑤「『息長』を冠する王族の系譜をめぐって」（『紀要』34，2000年）

薗田香融

「皇祖大兄御名入部について―大化前代における皇室所有民の存在形態―」（『日本古代財政史の研究』所収，塙書房，1981年）